

# 財団法人土木研究センター節電実行計画

平成 23 年 6 月 24 日  
(財) 土木研究センター

政府の節電実行基本方針(平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定)を参考とし、財団法人土木研究センターが実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

## 1. 基本的考え方

財団法人土木研究センターでは、需要設備において節電対策を下記のとおり実施する。

## 2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

## 3. 対象設備

本実行計画の対象は、東京電力管内に所在する財団法人土木研究センターの需要設備である本部及び筑波技術研究所の設備とする。

## 4. 目標

3. の対象設備について、基準電力値(昨年度のピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大電力をいう。)に対して原則 15%以上抑制する。また、ピーク期間・時間帯(7月から9月(平日)の9時から20時)の 1 時間単位の使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

## 5. 節電に係る具体的取組

本部については、昨年のピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大電力実績 33kW について、その 15%に当たる 5kW 以上を抑制し、ピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大

電力が 28kW を超えないよう、また、筑波技術研究所にあつては昨年のピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大電力実績 43kW について、その 15% に当たる 7kW 以上を抑制し、ピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大電力が 36kW を超えないよう、以下の取組を実施する。

#### (1) 照明、OA 機器、その他の機器、共用部分に係る節電

##### ① 照明に係る節電

- ・執務室の照明の部分消灯

##### ② OA 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない OA 機器等の電源プラグを抜くことの徹底
- ・プリンタ、コピー機等の OA 機器の使用制限、省エネモードの移行時間の短縮
- ・パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底
- ・冷蔵庫、給茶器等の電化製品の使用制限

##### ③ 共用部分に係る節電

- ・階段利用の促進
- ・暖房便座の停止

#### (2) 空調（冷房及び換気）に係る節電

##### ① 冷房中の執務室の温度を原則 28 度とすることの徹底

##### ② 扇風機等の活用

##### ③ 網戸を設置し、空調（冷房及び換気）に頼らない工夫の徹底

##### ④ クールビズの徹底、強化

##### ⑤ 執務室等の照度に留意しつつ、ブラインドを活用

#### (3) 職員への周知

使用電力に関する情報を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進を図る。

#### (4) 夏季休暇の長期化／旅行の推進

休暇の長期化は、業務への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法であり、以下の通り、夏季休暇の長期化と旅行の推進を図る。

##### ① 長期休暇の取得

本実行計画実施期間において、各職員は、連続5日以上の休暇を最低1回取得するよう努める。

②旅行の積極的实施

休暇を活用した積極的な旅行行動を行うよう努める。

③上記の取組に当たっては、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は率先して休暇を取得するとともに職員の健康管理に留意し職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

## 6. PDCA (plan-do-check-act) サイクルの確立

副理事長を本部長とする財団法人土木研究センター節電対策本部を設置し、各部長を節電担当責任者として各対象設備ごとにおける節電対策の取組状況を確認・評価することにより、本実行計画の進捗を管理する。本実行計画の運用に当たっては、職員からの節電対策に関する提案や節電の状況等を踏まえて柔軟に対応するよう努め、本実行計画の改定が必要と認められるときは、本実行計画を改定する。実施期間後には、本実行計画に基づく節電実績を取りまとめ、公表する。